

事 務 連 絡
令和 8 年（2026 年） 9 月 2 日

各所属所長 様

公立学校共済組合北海道支部 資格認定係

公立学校共済組合北海道支部の事務手続き等の運用の変更について

このことについて、次のとおり通知しますので、貴所属組合員へ周知するとともに、適切に手続き願います。

記

1 労働契約内容による年間収入が基準額未満である場合の被扶養者の認定における年間収入の取扱いについて

令和 8 年 4 月 1 日以降、収入が給与のみの認定対象者については、労働基準法第 15 条の規定に基づき交付される「労働条件通知書」（以下「通知書」という。）等の労働契約の内容がわかる書類により年間収入を判断し、その金額が基準内である場合は認定します。本取扱いについて、厚生労働省による第 2 版の通知を受けたことにより、令和 8 年 3 月 4 日付け公共北第 4062 号で通知した次の点が変更となります。

「通知書で認定した対象者が後日、資格確認調査等で、実際の給料等証明を徴収した際に、契約時より交通費や諸手当が予測範囲内で支給されていたことが判明し、それにより収入超過していた場合には、当時に遡って取消（そもそも認定されなかったこと）」を、「「検認日で取消」とすること且つ「実際の収入の確認は、認定から 1 年経過以降の資格確認調査で実施」すること」に変更となります。

また、内容に関わらず、労働契約の更新が行われた場合や労働条件に変更があった場合には、その都度、通知書を提出してください。

詳細については、共済事務の手びき第 5 節 7 頁を参照ください。

なお、必ずしも本取扱いによらず、従前どおり、就職（雇用）等証明書（様式①-11）により年間収入を判断する取扱いも可能であることを申し添えます。

2 基礎年金番号の確認について

当共済組合本部から、資格取得時における基礎年金番号の確認を徹底するよう指導がありました。これにより、「組合員資格取得届書」、「被扶養者認定申告書（対象被扶養者が配偶者である場合のみ）」、「組合員異動報告書（様式①-4-3）（組合員種別が短期から一般に変更となる場合のみ）」を提出する際は、基礎年金番号の記載に加えて、必ず基礎年金番号がわかるものの写しも併せて提出してください。ただし、資格取得や扶養認定時点

で基礎年金番号が付番されていない方（20歳未満等）は除きます。

「国民年金第3号被保険者関係届（様式①-25）」を提出する際は、基礎年金番号を共済組合に届出済みの方は添付不要ですが、基礎年金番号を共済組合に届出済みでない方には、後日個別に「基礎年金番号がわかるもの」の提出をお願いする場合があります。

基礎年金番号の確認方法については、日本年金機構のホームページの Q&A に掲載されています。*1

*1 日本年金機構ホームページ「ご相談・Q&A >Q&A から探す>年金 Q&A 検索」から「自分の基礎年金番号の確認方法を教えてください」で検索してください。

3 国民年金第3号被保険者住所変更届（様式①-27）について

従来は、国民年金第3号被保険者（被扶養配偶者）が住所変更する際に「組合員（被扶養者）住所変更申告書（様式①-7）」と併せて「国民年金第3号被保険者住所変更届（様式①-27）」を提出していただき、日本年金機構への提出を代行していました。

しかし、日本年金機構は、地方公共団体システム機構に対して年金加入者のマイナンバー情報の提供を求め、収録を行っており、国民年金第3号被保険者（被扶養配偶者）の住民票上の住所が変更されると日本年金機構の住所データに自動で連携されるため、国民年金第3号被保険者住所変更届（様式①-27）については、住所変更の年度を問わず今後原則提出不要とします。なお、組合員（被扶養者）住所変更申告書（様式①-7）については引き続き提出が必要です。

※データ連携及び提出の可否に関するお問い合わせは、管轄の年金事務所までご相談ください。

資格認定係
TEL011-231-4111
内線 35-367～369